

しべちや地域福祉実践プラン 2023



社会福祉法人 標茶町社会福祉協議会
第7期地域福祉実践計画



令和5年度～令和9年度

目 次

はじめに 社会福祉法人 標茶町社会福祉協議会 会長 加藤 孟

第1章 計画のねらい

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の目的
- 3 計画策定の位置づけ
- 4 計画の期間

第2章 地域福祉の現状と今後の取り組み

- 1 標茶町における地域福祉の現状と今後の取り組み
- 2 標茶町社会福祉協議会の現状と今後の取り組み

第3章 地域福祉実践計画 実施計画書

❖基本目標

◇基本計画1

課題の発見・共有・解決のための小地域福祉活動の活性化

◇基本計画2

住民一人ひとりの生活課題を受け止め、包括的に解決していくための支援体制づくり

◇基本計画3

まちづくりに関わる多様な推進体制とのネットワークの強化

◇基本計画4

地域づくりを主体的に担う仕組み及び人づくり

◇基本計画5

課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

【参考資料】

- 1 第7期地域福祉実践計画策定委員会経過
- 2 第7期地域福祉実践計画策定委員会運営要領
- 3 第7期地域福祉実践計画策定委員会委員名簿



はじめに

社会福祉法人標茶町社会福祉協議会は、昭和27年10月に設立認可を受け、令和4年で70周年を迎えました。この間、地域福祉を推進する中核的な組織として、行政、関係機関・団体と連携し、地域福祉を推進してまいりました。

地域福祉を取り巻く状況は、人口減少・少子高齢化が進行し、人と人とのつながりの希薄化、家族のあり方の変化などに伴い、地域社会が大きく変化してきております。

また、医療や福祉の制度改正により、高齢者や障がいを持つ方々が、医療・福祉施設から在宅生活へと移行し、さらには、生活困窮者対応、引きこもり、社会的孤立、虐待、認知症、特殊詐欺などの課題が表面化しております。今後は地域における福祉ニーズも多様化・複雑化するとともに、ますます増大すると思われます。

また、平成30年9月の北海道胆振東部地震では大規模停電（ブラックアウト）も起き、近年は台風や豪雨による被害も相次いで発生しております。こうした中で、地域でのつながりを大切にする地域支え合い活動の重要性が高まっています。

これらの福祉課題に対応するためには、行政はもとより、地域福祉を担う社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア、地域住民などのネットワークが重要であり、地域住民が自ら住んでいる地域の福祉のあり方について考え、共に支え合い、助け合う関係を築き、より一層「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくり」を進めることが求められているところであります。

そのために、社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、地域福祉のあるべき姿や地域住民の多様な福祉ニーズに応えるため、第7期地域福祉実践計画（令和5年度から令和9年度）を策定しました。

本協議会としては、この計画を今後5年間の道標として実践してまいります。町民の皆さまをはじめ、関係機関・団体など多くの方々のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年3月
社会福祉法人標茶町社会福祉協議会
会 長 加 藤 孟

第1章 計画のねらい

1 計画策定の背景

2025年（令和7年）には、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、高齢者人口は約3,500万人に達すると推計されています。また、少子化、核家族化の進行などにより、家庭や地域での支え合いが希薄化しています。

近年では、ダイバーシティ（多様化）を互いに受容する社会として「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う社会づくり」が必要とされています。

そして福祉の対象も多様化し、高齢者や障がい者の支援にとどまらず、あらゆる世代のひとり暮らし世帯の増加や引きこもり、介護や生活支援問題、災害への備えと災害発生時の要援護者支援など、取り巻く課題も変容しています。

それに伴い、住民の生活ニーズも多種多様となり従来の公的福祉サービスのみでは、支援が受けられない人々が増加してきました。多様な生活課題に対応することは、その人らしい生き方を求めることであり、支援を必要とする人も支援する人も各々が自己実現できる地域づくりであるともいえます。基本的な福祉のニーズは公的な福祉サービスで対応することを基本としながらも、地域における身近な生活ニーズに対応するため、住民が主体的に参加し、地域における「新たな支え合い」を強化することが重要となってきました。

このことを踏まえ、地域住民、行政、関係機関・団体などがどのように連携・協働しながら、いま一度地域福祉力を高めることができるのかを視点に、この地域福祉実践計画を策定いたしました。

2 計画策定の目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり。そして、それぞれの違いを受容できる心を育み、つながりながら支え合うことができる地域福祉づくりを目指します。

3 計画策定の位置づけ

標茶町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」は、住民、ボランティア、福祉団体などとの協働をもとに実践する具体的な行動計画です。

また標茶町との連携や協働を通して、よりよい地域福祉づくりを推進します。

4 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間です。

第2章 地域福祉の現状と今後の取り組み

1 標茶町における地域福祉の現状と今後の取り組み

標茶町は、令和5年1月1日現在で人口7,179人、世帯数3,667戸、そのうち65歳以上の高齢者は2,589人で高齢化率は35.6%となっています。一方で、65歳以上の高齢者のうち、介護を必要とする要介護・要支援認定者は673名、認定率は26.0%となっています。

現在、国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

また、国は介護保険制度維持・財源確保のため、制度改正により地域で支え合う体制づくりを推進しておりますが、少子高齢化・人口減少が進む中、地域福祉を担う人材が不足しています。

今後増加すると予想される認知症高齢者の在宅支援、経済問題など日常生活上の課題は多く、福祉サービスをはじめ地域資源の充実が求められます。また、行政機関の実施する施策とともに、住民が主体となって地域福祉を支える人づくりが重要になっています。

2 標茶町社会福祉協議会の現状と今後の取り組み

標茶町社会福祉協議会は、昭和27年10月に設立、昭和43年3月に社会福祉法人として設立認可を受け、地域福祉を推進する中核的な団体として、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を推進することを活動理念として、地域福祉活動を展開しています。

事務局職員（令和5年3月現在）は、事務職6名、介護支援専門員2名、施設管理人1名により、事業運営をしています。

社会福祉協議会は各事業を通じて支援体制の強化を目指していますが、まだまだ多くの課題をかかえている現状にあり、地域住民の社会福祉協議会活動への理解と協力を必要としています。

これまでの取り組み、事業の見直し点検を行うとともに、組織体制の強化を図りながら、いま一度「小地域福祉活動」「ボランティア活動の推進」などの地域福祉活動の原点をみつめ直して事業推進を図ります。

第3章 地域福祉実践計画 実施計画書

第7期地域福祉実践計画の名称

しべちゃ地域福祉実践プラン2023

基本目標

「地域共生社会の実現に向け福祉でまちづくりをめざす」

住み慣れた地域で生活できる安心感と、個々の違いを認め合い尊重する心を醸成し、そこで支え合うための「つながり」を作っていくことを目指して地域福祉実践計画を推進していきます。

基本計画1

課題の発見・共有・解決のための小地域福祉活動の活性化

1. 多様な関わりから課題を把握する

【現状と今後の取り組み】

現状の社協事業は、コロナ禍等の事業中止も加わり町民との接点が狭くなっていました。また職員数も限られており、締切がある業務が優先されてしまう傾向があります。

まずは第一段階として、社協がもっと町の中を知り、出かけ、現状を把握し、連携できるような「つながりづくり」を行いながら地域の課題を把握していきます。

〔具体的な内容〕

社協事業によるニーズの把握。

町内会・地域会や地区部会からの課題の把握。

町内福祉関連活動の調査、取材から情報発信をする。

事業名	事業内容
社協事業によるニーズの把握	職員が在宅福祉、介護保険、障害者自立支援事業などの業務の中から地域の課題を発見する視点を持つ。
★「地域福祉懇談会」 (仮称)	町内会・地域会や地区部会との座談会、意見交換の場を創設。
社協だより「ふれあい」の 掲載内容の検討	社協事業のみならず、町内の福祉活動をより具体的に知ってもらえるような企画の検討。また、取材を通じて職員が地域に 参入できるような体制づくり。

注：★＝新規 ☆＝見直し事業

2. 小地域福祉活動の推進

【現状と今後の取り組み】

標茶町社協には地区部会等が既存しており、町内会・地域会や地区部会組織の中に福祉の土壌が培われています。地区部会活動においてどのような活動を行うのが良いか、各々の地域に合った取組みを一緒に考え支援していきます。

〔具体的な内容〕

地域で取り組みそうな事業について、情報提供や研修を通じて一緒に考えながら、町内会単位での地域福祉活動を推進していく。また、地域課題のニーズを把握できるよう双方通行のコミュニケーション構築を目指していく。

例えば、既に取り組んでいる事業をまとめて互いの地域の参考にできるようなデータ収集。住民主体のいきいきふれあいサロンの開催。見守りや声掛け運動の継続から、災害有事などを想定した地域づくりなど。

基本計画2

一人ひとりの生活課題を受けとめ、包括的に解決していくための支援体制づくり

1. 権利擁護に関する事業

【現状と今後の取り組み】

平成27年より「安心サポートセンターまもる」として権利擁護センター運営をしています。権利擁護事業の拡充が必要とされていますが、それを支える人材不足が目下の課題です。研修や啓発活動により支援員を育成し、増え続ける需要に対応できる権利擁護センターを目指します。
〈町委託事業〉

【主な事業】

- ◆成年後見に関する支援（家庭裁判所関連）
- ◆日常生活自立声援事業に関する支援（北海道社協委託事業）
- ◆自立支援事業に関する支援（標茶町社協独自事業）

〔具体的な内容〕

- ① 利用者や町民からの相談への支援
- ② 新たな利用者への申立などサービス利用開始への支援
- ③ 定期的な訪問支援、報告事務
- ④ 法人後見支援員、市民後見人のサポート

- ⑤ 業務全般における預り品等のチェック体制の構築（不正防止機能）
- ⑥ 広報による制度の普及
- ⑦ 市民後見人養成講座の開催（数年に1回）
- ⑧ 市民後見人フォローアップ研修の開催

事業名	事業内容
☆活動支援員の面談	社協の法人後見支援員、市民後見人に対し活動時の困りごとや情報共有を行い、負担を軽減し活動継続できるよう支援する
☆市民後見人養成講座の開催	成年後見制度に関するカリキュラムを一定時間終了することで市民後見人の修了書をお渡しし、その後の活動を担う人材を育成することを目的として講座を開催する。（数年に1回）
☆市民後見人フォローアップ研修の開催	1つのテーマで研修を実施し、知識を深めながら集まった受講者との意見交換、交流を図ることを目的とした研修を開催する。

2. 金銭や物品預託による助け合い支援

【現状と今後の取り組み】

愛情銀行（金銭や物品の預託）などによる助け合い活動はすでに実施されていますが、今後はさらに物品を必要とする人に、どのように行き届けることができるかを考慮し、運営を継続していきます。

〔具体的な内容〕

- ① 愛情銀行（金銭預託）（物品預託）（新生活運動：お返しに代えて寄付）
- ② 災害見舞金支給事業（火災） 標茶町社協・北海道共同募金会からのお見舞
- ③ 町内会や活動団体にテントや福祉用具等の貸し出し

事業名	事業内容
☆バザーの開催	社協への物品預託を活用するとともに、町内の他団体と連携し、物品を必要とする人に行き届く工夫あるイベントの企画と開催。

3. 助け合いによる子育て支援

【現状と今後の取り組み】

平成 27 年より会員登録制の子育て支援活動として、ファミリーサポート事業（子育てサポートセンターま〜ぶる）の運営を行っています。多様なニーズや需要と高齢化や人材不足の供給体制により、利用が進まない近況にあります。今後はファミリーサポート事業の促進とともに、子育てボランティア関連の人材育成も視野に推進していきます。〈町委託事業〉

事業名	事業内容
子育てサポートセンターま〜ぶるの運営	会員登録、事前打ち合わせ（顔合わせ）、利用調整など。
☆ファミリーサポート事業養成講座の開催	養成講座の内容を再考しながら、ファミリーサポート事業の周知と子育てボランティア関連の研修を実施します。

4. 生活困窮から自立生活促進のための貸付等支援

【現状と今後の取り組み】

経済的に生計を立てていくことが困難な状況になり、そこからの自立支援や立て直し段階のつなぎ期間に貸付制度を利用することで、生活を再建できるよう支援します。また、必要な福祉サービスや支援につながるよう伴走的な支援を行います。

〔具体的な内容〕

- ① 助け合い資金（標茶町社協）の貸付
- ② 福祉金庫資金（標茶町社協）の貸付
- ③ 生活福祉資金貸付事業（北海道社協委託事業）
- ★ ④ 生活困窮者に対する安心サポート事業（北海道社協関連）
- ⑤ 生活困窮者自立支援事業（くらしごと）との連携
- ★ ⑥ 心配ごと相談事業の機能見直し

5. 在宅福祉サービス

【現状と今後の取り組み】

在宅生活を送る要援護者に対して、公的介護保険サービス等では実施できない事業として、給食宅配、ふとん乾燥、ガイドヘルプの各種サービスを提供しています。提供の人材は主に個人ボランティアであり、人材の高齢化、人材不足、ボランティアの安全性確保など課題が多くあります。

地域住民に喜んでいただけるサービス提供と、ボランティア活動者の負担軽減を考慮しながら、国の制度や仕組みの変化を含め、在りようを再検討しながら、今後の事業内容の見直しや研修を進めていく必要があります。

〔具体的な内容〕

- ① ふとん乾燥サービス事業（布団乾燥車で自宅訪問）
- ② 給食宅配サービス事業（火曜：ウェルフェア、木曜：社協・日赤）〈町委託事業〉
- ③ ガイドヘルプサービス事業（行事の同行、移動支援）

事業名	事業内容
ふとん乾燥サービス事業	65 歳以上の高齢者世帯を対象に、月 1 回布団乾燥を行う
給食宅配サービス事業	在宅において適切な栄養摂取が困難な高齢者等に対し、昼食を配達し安否確認を行う。一食 300 円で週に 1 回利用可能
ガイドヘルプサービス事業	高齢者等の自立と社会参加を目的に移動の介助を行う (団体の行事参加、個人利用)

6. 介護保険事業（居宅介護支援事業所）

【現状と今後の取り組み】

介護保険サービスを必要とする方のご要望をお聞きし、心身状態や家庭状況を考慮して、適切なサービスを利用できるように、現在 2 名の介護支援専門員が相談、支援に応じています。今後も利用者とサービス事業所の調整役として業務に取り組んでいきます。

〔具体的な内容〕

- ① 居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成（要介護・要支援）
- ② 認定調査の受託
- ③ ご利用者の自宅訪問、相談支援、各サービス事業所との連絡調整 等

7. 障害者自立支援事業（指定就労継続支援 B 型事業所）

【現状と今後の取り組み】

一般就労が困難な障がい者の方の社会参加と働く場として、生産活動及び生活指導等を支援しています。今後は安定した事業収益を得られるよう、販売品や作業内容を工夫して活動していきます。

〔具体的な内容〕

- ① 作業に参加し工賃を得られるような就労事業
- ② 日常生活や行事への参加を通じた生活指導
- ③ 地域住民との交流の場としてのイベントの実施（野菜販売会、交流もちつき大会等）

基本計画3

まちづくりにかかわる多様な推進主体とのネットワークの強化

1. 行政や福祉関係団体とのネットワーク構築

【現状と今後の取り組み】

福祉のまちづくりを実践する上で、行政と社協との連携は、他団体との連携協力の礎となるものです。社協が地域福祉事業をどのように推進しようとしているのかを説明し、理解してもらえようとする関係づくりを目指していきます。

〔具体的な内容〕

- ① 町内の各会議への参画（地域ケア会議、あんしんネットワーク連絡会議、グループホーム運営推進会議等）
- ② 社協と町の懇談会
役職員と理事者の情報交換
 - ★地域課題の提言機能
（職員が地域懇談会など事業を通じて把握した課題を行政へ届ける機会をもつ）
 - ★民生児童委員協議会定例会への参加（随時）など

2. 団体事務、活動支援

標茶町社協が事務局を担う各種団体に対し、事業の実施、事務管理等の支援を行います。

〔具体的な内容〕

- ① 標茶町共同募金委員会
- ② 標茶町老人クラブ連合会
- ③ 標茶町遺族会
- ④ 標茶町身体障害者福祉協会（管内事業等への部分的な支援）
- ⑤ その他町内関連団体への活動支援（随時）

3. 集いを通じた関係機関との連携づくり

【現状と今後の取り組み】

コロナ禍での事業中止が数年続き、社会の在りようも変化がみられました。今後も感染症対策など新たな視点を踏まえつつ、集いやイベントを通じた企画準備の過程を大切にしたい地域とつながりを再構築していきます。

〔具体的な内容〕

- ① ふれあいひろばの開催
- ② 既存の事業における協力参集対象の拡大

事業名	事業内容
★ふれあいひろばの開催	福祉関係団体の企画によるイベントの実施。 (例：屋台、レクリエーションやゲーム、物販、バザー等) 町民の誰もが気軽に顔を出せるひろばづくりと、実行委員会 協力者（団体・個人）の交流の場づくりを目的とする。
★既存の事業における協力参集対象の拡大	例：社会福祉研究大会等での活動実践報告など 参集範囲の見直し、事業の周知方法の工夫

4. 他の社会福祉法人等との連携

【現状と今後の取り組み】

社会福祉法人制度改革を契機に社協と社会福祉法人・福祉施設・福祉事業所の連携・協働が全国各地に広がりつつあり、地域の防災機能向上や福祉人材育成等が求められています。当町でも町内の各法人と顔の見える関係づくり、情報交換ができる体制づくりを進めていきます。

〔具体的な内容〕

- ★ ① 事業所間の課題把握ができる交流機会の創設
- ★ ② 標茶町内の介護、福祉分野の従事者、協力者の人材育成や研修機会の提供
- ★ ③ 管内関係団体（釧路管内社連協や近隣町村の関係団体等）との事業協力
(例：災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の事業展開等)

基本計画4

地域づくりを主体的に担う人づくり

1. ボランティアセンター事業の充実

【現状と今後の取り組み】

ボランティア各々の活躍や事業協力を得て、社協事業の展開が長年図られてきました。今後はボランティアセンター機能を再考し、具体的に「どのようにつながることができるか」の視点を大切にし、更なる地域福祉の担い手の輪を広げられるよう取り組みます。

〔具体的な内容〕

- ① ボランティア登録の推進（個人・団体）とデータベース（登録情報）の活用
- ② ボランティアグループの活動支援
（必要に応じて、立ち上げや話し合いの支援及びボランティア同士の交流の場づくり）
- ③ 各種テーマを学ぶボランティア講座の開催
- ④ ボランティア愛ランドの参加、社会福祉活動者研修交流会
- ⑤ 福祉教育の推進（児童生徒から成人までを対象に、授業や会合での出前講座）
- ⑥ 学校や学生ボランティアとの連携づくり
- ★ ⑦ NPO や市民活動団体との連携づくり
- ★ ⑧ 災害ボランティアセンターについて、平時からの役割確認

基本計画5

課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

1. 法人運営体制の強化

【現状と今後の取り組み】

定例の会議や研修の場を通じて、役職員が一丸となり、地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりを目指すよう取り組んでいます。今後はさらに業務や研修を通じて資質向上を図り、行政とのパートナーシップを強化しながら、課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくりに邁進します。

〔具体的な内容〕

- ① 理事会・評議員会・部会等の開催
- ② 定期監査・決算監査
- ③ 苦情解決第三者委員会
- ④ 役員研修による資質向上（研修への参加）
- ⑤ 社協職員の資質向上、専門職としての資格取得（研修参加、自己研鑽）
- ⑥ 職員の情報共有、協力体制構築のためのミーティング方法の見直し
- ⑦ 行政との対話、パートナーシップの強化、地域福祉課題の提言

2. 財政基盤の確立

【現状と今後の取り組み】

社協会費や共同募金等の寄付金による財源確保により、社協事業は支えられています。協力いただいた地域住民に応えられるよう、地域福祉事業として還元することが重要です。また、自主財源確保・収益事業についての検討が必要です。

〔具体的な内容〕

- ① 社協会員の入会促進（社協会費の確保）と運営基盤づくり
- ② 法人運営に関わる財源の確保
- ③ 収益事業の検討
- ④ 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進

3. 総合社会福祉センターの充実

【現状と今後の取り組み】

令和4年度にボイラー設備を中心に大型改修工事が行われました。昭和57年に建立された総合社会福祉センターを今後も長く活用しながら、施設利用者数や集いの場としての利活用を増加させていくための環境整備を行います。

〔具体的な内容〕

- ① 管理・運営の充実（休日、夜間の貸館含む）
- ② 施設の環境整備（施設内物品等の整理整頓、清掃）

4. 活動がよく見える広報活動

【現状と今後の取り組み】

令和3年度まで隔月に社協だよりとボランティアセンターだよりを交互に発行してきましたが、令和4年度から社協だより「ふれあい」を年4回の発行としました。

今後も広報の内容をさらに充実させ、地域福祉情報を紙媒体で発行します。また、ホームページの更新やSNS（Facebook）を活用した情報発信に取り組みます。

〔具体的な内容〕

- ① 社協だより「ふれあい」の発行（年４回）
- ② ホームページの更新
- ★ ③ SNS（Facebook：フェイスブック）の活用
- ④ 社会福祉研究大会の開催、社会福祉功労者表彰

５．評価と分析

【現状と今後の取り組み】

令和５年度からの５カ年計画として、本計画を策定し、その後地域福祉ニーズに関するアンケートや地域福祉実践計画評価を行います。事業推進の進捗状況の確認やそのときの情勢に合わせ事業計画の一部修正を行います。

〔具体的な内容〕

- ★ ① 地域福祉ニーズに関するアンケートの実施
- ② 地域福祉実践計画の評価（令和６年度から毎年実施）

第7期地域福祉実践計画 策定委員会経過

第1回 令和4年12月9日（金）

▶第6期地域福祉実践計画の確認、令和4年度事業計画の確認、地域共生社会とは

第2回 令和4年12月21日（水）

▶第6期地域福祉実践計画の確認（具体的な検討）

第3回 令和5年1月18日（水）

▶標茶町の福祉に関する意見の聞き取り（グループワークによる意見交換）

第4回 令和5年1月31日（火）

▶実践計画に関する意見の聞き取り、第6期基本計画を基に意見交換

第5回 令和5年2月14日（火）

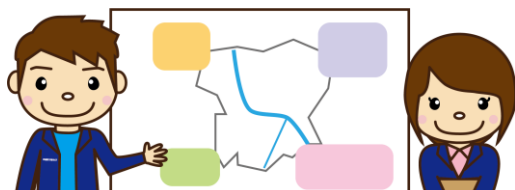
▶第7期地域福祉実践計画（案）の提示、基本目標と基本計画を基に意見交換

第6回 令和5年3月1日（水）

▶第7期地域福祉実践計画（案）の提示、その他掲載文書の検討

第7回 令和5年3月10日（金）

▶第7期地域福祉実践計画の策定



令和4年度

1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	令和5年度
12月9日	12月21日	1月18日	1月31日	2月14日	3月1日	3月10日	
第6期地域福祉実践計画の確認	⇒具体的な検討						第6期計画の評価
令和4年度事業計画の確認							
地域共生社会とは							
		標茶町の福祉に関する意見の聞き取り	実践計画に関する意見の聞き取り				
		グループワークによる意見交換	第6期基本計画を基に意見交換	第7期地域福祉実践計画(案)の提示	⇒ 同じ		
				基本目標と基本計画を基に意見交換	その他掲載文書の検討	第7期地域福祉実践計画の策定	地域福祉実践計画の実践（5ヵ年）

第7期地域福祉実践計画策定委員会運営要領

1. 社会福祉法人の基本理念及び新社会福祉協議会基本要項に基づき、住民参加を基調とした地域福祉実践計画を策定するため、「第7期地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」を設置する。
2. 策定委員会の運営は、町社協「委員会規程」による。
3. 策定委員会は、令和5年度から5年間の計画を策定（計画策定に係る諸事業を実施）するとともに、計画の進行管理（評価）と見直しを行う。
4. 計画の策定期限は、令和5年3月末日までとする。
5. 策定委員会の構成
 - (1) 行政（福祉・保健）の担当者 2名
 - (2) 民生・児童委員協議会 3名
 - (3) 社会福祉施設関係者 2名
 - (4) 医療機関関係者 1名
 - (5) ボランティア団体関係者 2名
 - (6) 福祉団体関係者 2名
 - (7) 町内会・地域会（含む社協地区部会）関係者 3名
 - (8) 社会福祉協議会役員 6名
 - (9) その他の団体 4名
6. 策定委員会は、必要に応じて、部会・小委員会を設置することができる。
7. その他、この要領に定めるもののほか必要な事項は、策定委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成4年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月10日から施行する。〔5.（9）〕

附 則

この要領は、平成15年5月16日から施行する。〔1. 3. 4の一部と、5.の全部を改正〕

附 則

この要領は、平成20年8月26日から施行する。〔1. 3. 4の一部〕

附 則

この要領は、平成26年9月30日から施行する。〔1. 3. 4の一部〕

附 則

この要領は、平成29年8月24日から施行する。〔1. 3. 4. 5の一部〕

附 則

この要領は、令和4年9月12日から施行する。〔1. 3. 4の一部〕

社会福祉法人 標茶町社会福祉協議会

第 7 期地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

所 属 役 職 名	氏 名
【委員長】 標茶町民生児童委員協議会会長	鈴 木 照 男
【副委員長】 標茶町共同募金委員会副会長	後 藤 昭 文
標茶町保健福祉課健康推進係長	多津美 望
標茶町保健福祉課社会福祉係長	佐 藤 正 明
標茶町民生児童委員協議会副会長	千 葉 博 子
〃 副会長	菊 地 信 行
標茶町デイサービスセンター業務係長	嶋 田 哲 哉
標茶町地域包括支援センター業務係長	河 合 愛
標茶町立病院事務長	伊 藤 順 司
標茶町赤十字奉仕団委員長	酒 井 ヒ サ
あったかボランティア代表	雑 賀 史 真
標茶町老人クラブ連合会会長	稲 村 長 英
釧路地区身体障害者福祉協会標茶分会会長	渋 谷 六 男
標茶町自治会連合会会長	千 葉 誠 治
〃 副会長	石 崎 恭 司
〃 副会長	生 田 健
標茶町女性団体連絡協議会	島 田 まさ子
標茶町商工会女性部	木 下 享 子
JA しべちゃ女性部	岩 本 博 美
標茶町社会福祉協議会副会長	千 葉 誠 治
〃 副会長	鈴 木 一 幸
〃 副会長	松 口 康 弘
〃 総務部会長	妹 尾 茂 樹
〃 厚生部会長	菊 地 信 行
〃 地域改善・ボランティア部会長	阿 部 信 行

(敬称略：順不同)

